

令和8年度

全国労働衛生週間

本週間 10月1日～10月7日

《 準備期間 9月1日～9月30日 》

9月は職場の健康診断
実施強化月間です

- ・健康診断の実施
- ・健康診断後の事後措置
- ・健康診断の記録、保管
- ・保健指導

などを実施し、健康管理を推進しましょう！



スローガン「ひとひといが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」

令和8年度全国衛生週間の実施について

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的としています。昭和25年に第1回が実施されて以来、今年で第77回目を迎えます。

全国の労働衛生を取り巻く現状は、労働人口の約3人に1人が何らかの病気を抱えながら働いています。厚生労働省が公表した令和7年度における過労死等事案の労災決定件数は過去最多の1,310件で、このうち、精神障害による労災決定件数は、過去最多の1,086件となっています。また、化学物質による労働災害のうち、約8割が特別規則の規制対象外の物質によるものであること、石綿含有建材を用いた建築物の解体は、2030年頃をピークに見込んでいるなど多岐に渡る課題があります。このような状況を踏まえ、各分野において、所要の法令改正を行うなど対策を強化するほか、令和5年度から第14次労働災害防止計画を進めているところです。

全国労働衛生週間を契機に職場の状況を見直し、自主的な労働衛生活動の推進を図りましょう。

※実施要綱などは厚生労働省 HP から確認できます⇒



改正安衛法等について 令和7年5月14日公布 順次施行

☆労働衛生に係る法令改正をピックアップ☆

①職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

ストレスチェックを労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とすることとなりました。施行日は令和10年4月1日です。

	ストレスチェック	集団分析・職場環境改善
50人以上の事業場	義務	努力義務
50人未満の事業場	努力義務 → 義務	努力義務

労働者50人未満の事業場向けの実施マニュアルや実施マニュアル概要版（スタートガイド）はこちら⇒
(厚労省HP)

「小規模事業者メンタルヘルスチェック実施要綱マニュアルスタートガイド」
メンタルヘルスチェックの実施方法、ポイント、留意点などを分かりやすく解説しています。また、メンタルヘルス対策の推進に関する情報も掲載されています。

① 実施の目的と意義
② 実施の範囲と対象者
③ 実施の手続きと方法
④ 実施の留意点と注意点
⑤ 実施の効果と評価

②化学物質による健康障害防止対策の推進【労働安全衛生法・作業環境測定法】

- ・化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性の通知義務違反に罰則を設ける。
- ・化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り代替化学名等の通知を認める。（人体に及ぼす作用や緊急の措置等は対象外）
- ・個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。（令和8年10月1日施行）



←職場のあんぜんサイト
化学物質情報、労働災害統計、労働災害事例、多言語・分野別の安全衛生教育ツールなど職場の安全衛生活動の推進を応援する情報を無料で発信しています。

定期健康診断等の診断項目の一部変更について 令和9年4月1日より

☆変更のポイント☆

①血清クレアチニン検査の追加

腎臓の機能を調べる検査です。

②喀痰検査の削除

③肝機能検査の酵素名の変更

全ての事業場が対象になります！

診断項目

既往歴及び業務歴の調査
自覚症状及び他覚症状の有無の検査
身長(*), 体重, 腹囲(*), 視力及び聴力の検査
胸部エックス線検査
血圧の測定
貧血検査(血色素量及び赤血球数)(*)
肝機能検査(AST, ALT, γ-GT)(*)
血中脂質検査(LDLコレステロール, HDLコレステロール, 血清トリグリセリド)(*)
血糖検査(*)
血清クレアチニン検査(*)
尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
心電図検査(*)

治療と仕事の両立支援について 令和8年4月1日施行

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用安定及び職業生活の充実等に関する法律」の改正により、職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

治療と仕事の両立支援とは

大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。

両立支援に取り組む意義

労働者の健康確保及び就業継続とともに、社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。

治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」において、事業者の方、支援を受ける方、医療機関・支援機関の方に役立つ、治療と仕事の両立支援に関する総合的な情報を発信しています。

治療と仕事の両立支援に関する総合的な情報提供

【共通情報】 両立支援に関する基本知識、ガイドライン・連携マニュアル・様式例、相談支援機関・支援人材、シンポジウム・セミナーの情報 等

事業者の方への情報

- 事業場における両立支援の取組方法
- 両立支援の取組事例
- 事業者が利用できる支援・助成制度 等

支援を受ける方への情報

- 両立支援の流れ
- 主要疾患に関する情報
- 労働者が利用できる支援制度 等

医療機関・支援機関の方への情報

- 両立支援コーディネーターについて
- 診療科目 等



厚労省HP

治療と仕事の両立支援指針に基づいた取組を行っています。当該指針は二次元コードから確認してください。



主 唱

宮崎労働局
宮崎労働基準監督署
延岡労働基準監督署
都城労働基準監督署
日南労働基準監督署

協 賛

公益社団法人宮崎労働基準協会
建設業労働災害防止協会宮崎県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 宮崎県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 宮崎県支部
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 宮崎県支部
宮崎産業保健総合支援センター



宮崎県産業安全衛生大会

とき 令和8年11月11日(水) 13時30分～
ところ 宮崎市佐土原総合文化センター

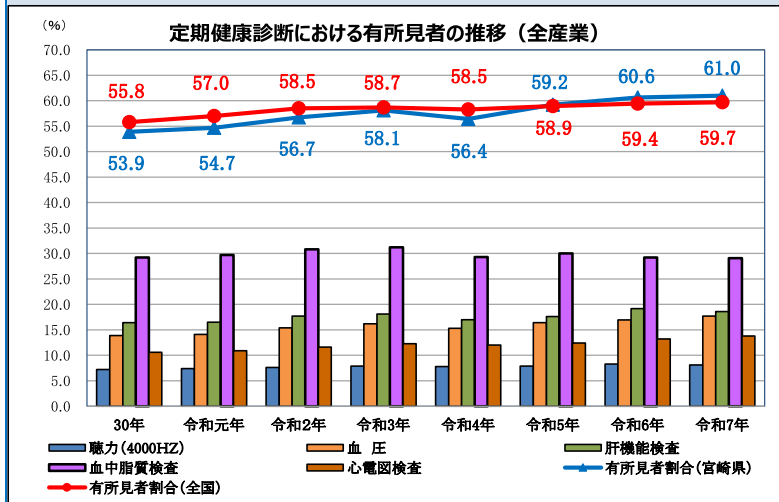


全国産業安全衛生大会

2026 9.16(水) 18(FRI)



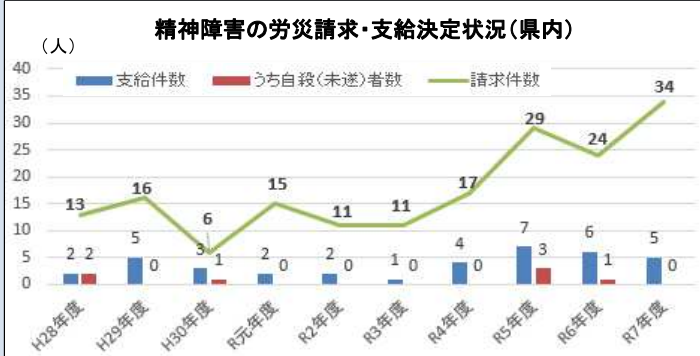
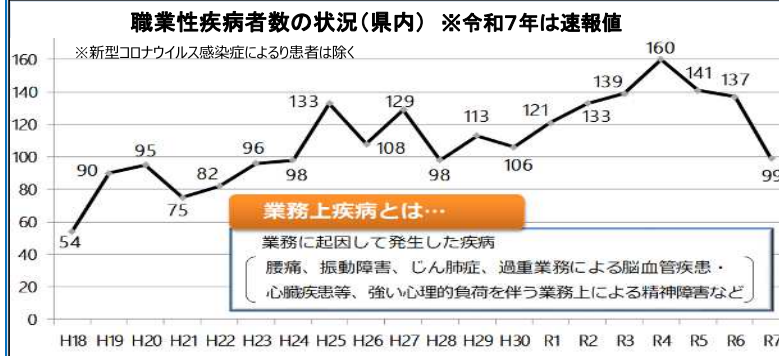
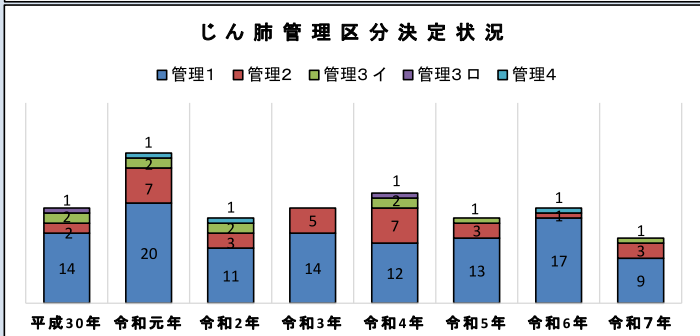
宮崎県内における労働衛生の現状



特殊健康診断の有所見率（%）（令和7年）

有害業務	宮崎県	全国平均
有機溶剤	6.0	3.1
鉛	0.5	1.4
電離放射線	15.8	11.8

有害業務	宮崎県	全国平均
高気圧障害	0	7.6
石棉	0.9	1.1
特定化学物質等	1.6	1.6



定期健康診断の結果に基づく宮崎県内の有所見率は、全国平均より低い数値で推移していましたが、令和5年以降、**3年連続で全国平均値を上回りました**。また、各特殊健康診断の結果を見ても、宮崎県内は有機溶剤及び電離放射線に係る健康診断の有所見率が全国平均よりも高くなっています。事業者は健康診断の結果、所見のあった者に対して、医師から意見聴取を行い、医師の意見に基づいた措置を行いましょう。医師による意見聴取については、下記に詳しく記載しています。また、精神障害の労災請求・支給決定件数も年々増加しています。

健康診断有所見者に対する就業上の意見聴取について

定期健康診断において何らかの所見がある（健診を行った医師の判断による）と診断された労働者については、医師から就業上の意見（これまでどおり働かせてもよいかどうかの意見）を聴かなければなりません。

【意見聴取までの流れ】

```

    graph LR
      A[定期健診] --> B[所見なし]
      A --> C[所見あり]
      B --> D[意見聴取]
      C --> E[二次健診対象者]
      E --> D
  
```

【就業上の意見の種類】

- 通常勤務
- 就業制限（残業制限など）
- 要休業

意見聴取の詳細はこちら（厚労省リーフレット）

健康診断個人票

健康年月日	〇年 〇月 〇日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した医師の氏名	〇〇 〇〇
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の氏名	〇〇 〇〇

労働安全衛生法第66条の4（労働安全衛生規則第51条の2）において事業者は義務付けられています。
本条に係る法違反は、事業場の規模に関わらず成立します。産業医の選任義務のない50名未満の事業場は、地域産業保健センターを利用することにより、無料で医師による意見聴取を行うことができます。
利用に当たっては、各地域の産業保健センターにお問い合わせください（右の記事を参照）。

産業保健活動総合支援事業

宮崎産業保健総合支援センターのサービス内容

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- ☆ 産業保健関係者に対する専門的研修等
- ☆ 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- ☆ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- ☆ 治療と仕事の両立支援
- ☆ 産業保健に関する情報提供・広報啓発
- ☆ 事業者・労働者に対する啓発セミナー

産業センターHPはこちら

宮崎産業保健総合支援センター
宮崎市祇園3丁目1番地 矢野産業ビル2階
TEL 0985-62-2511

地域産業保健センターのサービス内容（労働者50名未満の事業場を対象）

- ☆ 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
- ☆ 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- ☆ 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- ☆ 個別訪問指導による産業保健指導の実施

宮崎県中部地域産業保健センター
宮崎市祇園3丁目1番地 矢野産業ビル2階
TEL 0985-71-1069

宮崎県北部地域産業保健センター
延岡市出北6丁目1621（延岡市医師会内）
TEL 0982-26-6901

宮崎県都城・西諸地域産業保健センター
都城市堀城町8-23（都城市北諸県医師会内）
TEL 0986-22-0754

宮崎県南部地域産業保健センター
日南市上平野町1-1-17（南那珂医師会内）
TEL 0987-23-2951

石綿障害予防規則等の一部改正について

令和8年1月1日以降着工の工事から、工作物の解体等の作業を行うときは、資格者による事前調査を行うことが法令で義務化されました。
建築物石綿含有建材調査者の資格を所持する方も、**別途、工作物石綿事前調査者の資格を取得する必要があります**。

資格が必要な工作物

- 貯蔵設備 □反応槽
- 発電設備 □加熱炉
- 変電設備 □ボイラー及び压力容器
- 配電設備 □配管設備
- 送電設備 □焼却設備

↑詳細はこちら（厚労省リーフレット）

工作物石綿事前調査者
による事前調査が必要です！

▲上記工作物の他、建築物の事前調査を行う場合は建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

振動障害予防の健診を受けましょう
林業労働者（事業主は除く）は巡回健診の補助を受けられます。
※県内各地で順次実施、健診費用を一部助成、林災防非会員も！
《お問い合わせ先》林災防宮崎県支部 電話：0985-24-7930

宮崎労働局 第14次防労働災害防止計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）

宮崎労働局は、労働者一人一人が安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指し、8つの重点事項を掲げた宮崎労働局第14次労働災害防止推進計画を策定しています。

- ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進
- ⑦ 労働者の健康確保対策の推進
- ⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

宮崎労働局 14次防の推進状況の一部です

化学物質による労働災害発生状況

年度	火災	爆発	有毒物質等による健康障害
令和4年	4	2	1
令和5年	8	0	0
令和6年	8	0	0
令和7年	4	2	0
令和8年	0	0	0
令和9年	0	0	0

目標 計画期間中の災害発生件数を30件以下とする。

熱中症による死傷者数の推移

年度	死傷者数
令和4年	16
令和5年	10
令和6年	22
令和7年	13
令和8年	0
令和9年	0

目標 計画期間中の熱中症による死亡者数を0人とする。